

平成19年度第4回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 議 題 女性相談所に設置する防犯カメラによる個人情報の収集について等

2 開催日時 平成20年3月17日(月)午前10時～

3 開催場所 14A会議室

4 出席者

(1) 会 長 A

委 員 B, C, D, F, E

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴者の数 1 人

7 会議の状況

< (1) 開 会 >

事務局 [開会]

会 長 それでは、議事に入ります。まず、平成19年度諮問第5号のほうから御説明をお願いいたします。

[実施機関(男女共同参画課)入室]

会 長 それでは、お願いいたします。

実施機関 [実施機関(男女共同参画課)による説明]

会 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について何か御質問ありましたらお願いいたします。

D 委 員 これまでDV関係の支援に関する業務は、保健福祉部のほうでもやっていたかと思うのですが、そちらとの絡みはどうなっているのでしょうか。

実施機関 DV関係の相談は、これまでも女性相談所でやっておりました。

D 委 員 福祉のほうでもやっていたと思うのですが。

実施機関 児童福祉課の母子のほうとも連携はしておりますが、こちらが主でやっております。

D 委 員 ただ、こういう事例については、児童福祉課のほうの窓口にも来ていると思いますよ。そういった状況で、こちらの配偶者暴力相談支援セン

ターのほうだけこういう防犯カメラをつけるというのは行政全体としての整合性に問題があるのではないですか。窓口が何か所かあるのでしたら、そちらのほうにもつけるのが筋ではないのかなという気がします。その辺の調整はできているのですかね。

実施機関 被害者の方が保護命令を家庭裁判所のほうに申し立てをする際に、その申立ての書面に相談を受けた機関ということで、警察署か、又は配偶者暴力相談支援センターの名称を書くところがあるのです。そこに今度4月以降は宇都宮市の配偶者暴力相談支援センターで受けたということを記載されるようになります。その申立ての書面の写しは、そのまま加害者のほうに送付されるのです。そうすると、加害者のほうとしては自分の妻がどこで相談を受けたかということで相談機関が明らかになってしまうので、そのためにこちらに刃を向ける方も中にはいらっしゃるということが考えられます。ですので、このような防犯カメラをつけていただくような諮問をいたしました。

D 委員 こちらとしてもそういうことはわかるのですけれども、先ほどから言っているような調整ができていないのか疑問ですので、その辺の調整がまだということでしたら、その辺もしっかりやっていただきたいと思っています。

会長 わかりました。ほかにどうぞ。

E 委員 資料の防犯カメラの必要性というところに、「本件施設に加害者が訪れることが想定され、相談所のDV被害者や職員に危害を加えるおそれがある。」という1文があるのですが、これはまさか被害者の方が相談に来ているということをそちらのほうで加害者に伝えるので来てしまうというような意味ではもちろんないですよね。

実施機関 DV被害者が相談に来るときは、子供とかも連れてくるのです。そうしますと、加害者のほうからすると、家に誰もいなくなったということで探し回るのです。ですから、相談しているときに来る可能性もあるということです。

E 委員 加害者に伝えるということは絶対あり得ないということでもよろしいわけですね。被害者の方が相談に来ているときに偶然に来たりとか、場合によっては後をつけて行って相談支援センターに入ってくるとか、そういうことを想定しているというような意味でもよろしいわけですね。

ね。

会 長 相談する場所が分散していると、加害者としては被害者がどこに相談に行っているかわからないというのがあるとは思いますが、4月からは相談場所がDVセンター1か所になるわけですから、加害者からすればどこに行ったかがすぐにわかってしまいますよね。そういうことでそれに対する対応をしっかりとしたいということなのですかね。カメラ以外にも何か具体的に職員の啓発とか対応方法はとられているのですか。カメラに全部依存するわけではないでしょうから。

実 施 機 関 相談場所と事務室とは離れております。ですので、何かあったときにはブザーを鳴らして事務室のほうにわかるようなことはやっております。

会 長 これは個人情報関係の問題ではないのですが、例えばブザーを鳴らすと、それがどういう方につながるようになっているのですか。

実 施 機 関 事務室には嘱託員がおります。相談所には女性の職員しかおりませんが、事務室のほうには男性の職員もおりますので、そのブザーを鳴らして警報したことによってすぐにその男性が駆けつけるというふうな策はとるようにしております。

会 長 それともう1つ聞きたいのは、防犯カメラはそういう乱暴なことをしようとする人に対する牽制としての役割はどのくらいあるとお考えになっているのでしょうか。かなり効果があるということを何か聞かれたり、あるいは検証されたりしたことはありますか。

実 施 機 関 他の同様の相談所にもやはり防犯カメラがついております。それから、抑止力ということも期待して防犯カメラをつけたいというふうに考えております。

会 長 ほかに何かございますか。

B 委 員 栃木県の婦人相談所とかでは、インターホンを押さないと中に入れない仕組みになっています。あそこはすごくしっかりしてしまっていて、男性は中に入れないのだそうです。しかし、この男女共同参画センターはだれでも入れるところですよ。ですので、一般市民とか職員とかに危害を加えるということであれば、エントランスホールにももう1台、設置してもよいのかなと私個人的には思います。

実施機関 女性相談所は、出入りが自由になっております。やはりこれからDVセンサーを持つことになりますので、受付を通して入るようなかたちにしたいと思っております。

F委員 このカメラの撮影範囲についてですが、あくまで通路のようなところが撮れるというだけなのか、それとも職員が対応しているときに、その様子も全部撮れてしまうということなのか、その辺はどうなのですか。

実施機関 相談所の中は撮れないのですけれども、入口は撮れるので、入口で職員が対応しているのであれば、それは撮れるかたちになります。

F委員 室内は撮れないのですね。例えば、加害者が「だれだれを出せ。」とか言ってきた場合には、職員は、この撮影の範囲内、つまり相談室の入口で対応するということですね。

会長 ほかには特にないでしょうか。それではありがとうございました。

F委員 追加で1点だけよろしいでしょうか。先ほど何かあると相談所のほうから事務室のほうにコールサインがあるという話がありましたけれど、ここの施設にはガードマンとかはいないのですか。

実施機関 警備員はおりません。機械警備になります。

F委員 そうすると、コールを受けて事務室のほうから男性職員が駆けつけるのが最初ということですね。

実施機関 機械警備のほうの赤いボタンがありますので、それを押すと警備会社のほうで駆けつけてくれることにはなっています。

会長 では、ありがとうございました。

[実施機関（男女共同参画課）退室]

会長 それでは、続きまして諮問第6号について御説明いただきたいと思います。

[実施機関（児童福祉課）入室]

会長 それでは、御説明お願いいたします。

実施機関 [実施機関（児童福祉課）による説明]

会長 ありがとうございました。それでは、御質問のある方はよろしくお願いたします。どなたか御質問ございませんでしょうか。

C委員 カメラの設置場所ですが、この2か所に設置する目的といたしますか、どうかたちでこの場所に決めたのですか。

実施機関 防犯カメラにつきましては、2か所設置の予定なのですが、お手元にあります資料の右側のほうのカメラにつきましては、そこにエレベーターがあるということで設置を予定しています。実はこの広場は出入口がかなり多数ございまして、この右側のエレベーターが1番お客様に利用されるのですが、そちらが広場から見て死角になる部分が多くございまして、どうしても目が届きにくいものですから、そちらに設置させていただきたいと思っております。

もう1つ、左側の撮影範囲のほうなのですが、こちらにはエスカレーターがあります。このエスカレーターを上ってくる方を撮影できればと思います、こちらへ設置を予定させていただいております。

会長 ほかに御意見ございませんか。

E 委員 この資料にも書いてありますように、保護者以外の見知らぬ大人が子供を急に抱き上げるというような事態があったということなのですが、この抱き上げた人というのは、何かおかしい人であったのかということが1つと、それからこれは何かそういうことで保護者の方から苦情みたいのがあったのかということがもう1つ聞きたい点です。

実施機関 この方は、風貌的には全く普通の方だったので、急に広場の中に職員の制止を押し切って入ってまいりまして、お子様を抱き上げました。後で聞いたところによると、見知らぬ人だったということです。この方は、5階にある市の施設の職員の応援をいただいております。

また、保護者からは、「こういった子供を遊ばせる施設に監視カメラがないというのは非常に不安である。」「この施設は複合施設で1階から4階までは商業施設なので、そこを通る以上、どうしても怖いというのがある。」という意見があり、どうしてもつけてほしいということは多数の方から受けております。

会長 何かほかにございますか。

D 委員 防犯カメラの撮影範囲なのですが、これで入口はカバーできますよね。

実施機関 これですべてカバーできます。

会長 青少年エリアというのは、どういうエリアなのか。

実施機関 この青少年エリアというのは、主に中学生以上の生徒が自由に出入りして勉強したり、そこに置いてあるトランプとかの遊戯で遊ぶといったエリアです。

会長 多目的ホールは、どういう利用方法を主として考えてつくられているのでしょうか。

実施機関 この多目的ホールは、主に土日の活用が多いのですけれども、例えば児童劇をしたり、ちょっとしたコンサートをしたり、この前はお笑いの方をお呼びして、イベントを行いました。ただ、そのようなイベントがあるとき以外は、全部開放しております、主に中学生以上の方たちの勉強の場となっているところでございます。

会長 ほかに御質問ございますでしょうか。

D 委員 なければ先ほどの件でちょっと児童福祉課長さんにお聞きしてもよろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

D 委員 これまで児童福祉課のほうでも、母子寡婦関係でDVの相談がきていて、それなりの措置をしていたと思うのです。4月から配偶者暴力相談支援センターという施設ができるそうですが、これからはそういう相談は、そちらのほうでは全くなくなるわけですか。

実施機関 来年度からは、そういった関係の仕事は、子ども家庭課というところで行うかたちになります。本庁舎2階の相談室等で対応するかたちになりますけれども、警備員の巡回とか職員の間の対応で可能であるというふうに考えております。

D 委員 業務自体は引き続きやるということですね。

実施機関 はい。

会長 よろしいでしょうか。では、これで御説明を終わりにいたします。ありがとうございました。

[実施機関（児童福祉課）退室]

会長 それでは、諮問第5号及び第6号について御説明をいただきましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

まず、諮問第5号の相談所の防犯カメラ設置について御意見をお願いいた

します。

E 委員 5号も6号もそんなには変わらないと思います。防犯カメラの件については昨年やったときの意見と基本的には変わらないので、基本的には反対ですが、その根拠としては、前回は申し上げたとおりなのですけれども、例えば5号のほうについて言わせていただければ、DV加害者が支援センターにやってきて、それで凶器を持ってきたりとか、暴れたりすることを予防するというのが目的なのでしょうが、我々の経験からしてみましても、DV加害者というのは、防犯カメラ程度の話でひるまない人は全くひるまないだろうと思うのです。例えば、皆さん御存知だと思うのですけれども、地方裁判所で保護命令とか退去命令とかそういうのがあるのですけれども、そういう強いものが出たにしても、それを無視してどこにでもやって来て、相手のことを刺して殺してしまうというような事案は、年に何件か全国で報告されています。そういう危険性を持った加害者についていえば、防犯カメラというのはほとんど抑止にはならないというのが1点目であります。

それから、実際問題として加害者がやってきて何かをするというのは想像に過ぎず、現実的に今までこの支援センターにそういう人が来て、相談者なり職員なりが危険な目に遭ったとかというような事例があるわけではなく、単に加害者であれば暴れる可能性があり、危険性があるのではないかと、そういうことがカメラ設置の根拠になっているわけなのでしょうが、そのような抽象的な危険性のみで第三者のプライバシーの肖像権を侵害する可能性のある防犯カメラを設置することは反対だというのが2点目であります。

それから、裁判所なんかには、もう毎日のようにDVの加害者がやって来ます。保護命令の新規なんかがあれば、必ず加害者は裁判所に呼ばれますし、それから離婚調停であるとかそういうものは毎日のように行われているわけです。その中にDVの加害者も交じっているわけなのですけれども、裁判所でそうした監視カメラを設置しようというような動きがあるかということ、実際そういう問題は全く聞いたことはないです。裁判所の中でDVの加害者が被害者に対して暴力を振るったとかそういう報告は実際問題聞いたことはあ

るのですが、それにもかかわらず裁判所なんかでは監視カメラを設置しようなんて動きがあるとは聞いたことがない。それ以外の方法で何とかなっているというわけです。

実際、裁判所の中では、警備員がDVの加害者に法廷の中で殺されたというような事件が何年か前にあったかと思うのですけれども、それでもカメラ設置というような動きには全くなっていないわけであって、支援センターなんていうのは裁判所に比べるとよっぽど危険性は薄いのではないかと思うのです。それでこういうかたちで設置するというのはやはり賛成はちょっとできないです。

5号については以上のとおりです。

会 長 まず、5号についての御意見を一通りお聞きいたします。C委員。

C 委 員 5号につきましては、まず被害が想定されるということ为前提として、カメラの設置に賛成するという意見でございます。あともう1つ、今、DVというのは社会的な問題になっておりますので、やはり1つの抑止力になるということを考えれば、設置したほうがいいのではないかと私は思います。肖像権の問題等もございますけれども、やはり最初に抑止するということが重要ではないかと思っております。

会 長 それでは、順番ですので、私も意見を先に申し上げることにします。E委員のおっしゃられた裁判所のような非常に具体的な危険性の高いところでも監視カメラは設置されていないくて、その他の方法で対処しているというお話で、これは説得力のある1つの議論だとは思いますが、それはそういうことが現実にはあるだろうなと思えますし、それから今日の説明をみましても、危険性は主張されていますが、それが必ずしも具体的、個別的に行われているわけではないということもE委員のおっしゃるとおりだと思います。

では、監視カメラは不要なのかというと、今時はあちらこちらで監視カメラがない施設がむしろ珍しい時代になっていまして、どこへ行っても監視カメラを設置するという傾向があります。それが不特定多数の人のプライバシーを非常に侵害していて、大きな問題が発生しているかということ、具体的にはこんなプライバシーの侵害がなされているというふうの問題視されたケースが非常に少ない。この監視カメラが社会の認知を受けているといえますか、

市民権を得ている割には、それに対する市民からのアレルギー反応が必ずしもそんなに強くないということになると、監視カメラ常識論みたいな、変なことですが、そういうことが今の社会では普通になってきているような気がします。

それで、この5号の場合には、そこに加わっている職員の方は、たまたま発生する幾つかの事件から身の危険を感じるということが具体的にあるのだというそういう主張をされているのに対して、それは何か他の方法で対応できないのかと先ほども聞いたところですが、そのほかの方法は赤いブザーを押せば職員が駆けつける程度の対応の仕方なので、心細さという点では、特にDVの相談する人は女性が多いということを考えて、監視カメラがあることで少しは心強さがあると思います。しかも、その監視カメラの撮影範囲は、施設内を全部盗視するわけではなくて、そこに入ってくる一部の人だけを盗視するだけです。もちろんそれは加害者を盗視するつもりであって、相談に来た人みんなを監視するという趣旨ではないと思いますけれども、そういうことを考えると、この設置の諮問もやむを得ないかなと私は思っています。ですから、積極的にぜひという気持はもちろんありませんが、先ほどの実施機関の職員の方の御説明からはやむを得ないかなということと考えております。これは会長としての意見ではありませんで、個人としての意見ですので、皆さん順番に御意見いただいて、多数決で決めたいと思っております。

では、順番にお願いします。

B 委員 私は、ここにカメラを設置するということは、抑止力になるのではないかと思いますので賛成いたします。ただ1つ、女性相談所には、DV相談だけではなくて、ほかの女性相談の方もいらっしゃいますので、その方に対してはちょっとどうかなというところもありますが、DVセンターを全面に掲げて4月1日から相談をするということですので、抑止力になることを考えれば、私は賛成です。

会 長 ありがとうございます。では、F委員。

F委員 私は、結論から言うと設置に賛成いたします。今、抑止力の話が出ているのですが、どれだけ効果があるかというのは、カメラで顔を撮られているからといって、それで何か思いとどまるかという、それほど高い効果がある

というふうには私は思えないのですが、ただこの手の施設では、当然カメラで撮っているであろうと、一般的にそう思われているのではないかと私は想像します。それがいわゆる問題を含んでいるという指摘もあるかとは思いますが、一般社会としてはそういうことで注意を喚起するという程度かもしれないですけれども、そういう社会もやむを得ないというふうに容認をしているのではないかとというふうに私は思っております。したがって、賛成をするというふうな結論であります。

会 長 では、最後にお尋ねいたします。

D 委員 私も結論的には賛成でございます。午後9時までやっているということだと、いわゆる夜間と土曜、日曜については少ない人数の体制になるのではないかとおられます。そういう中ですと、職員の立場から1つの安心と申しますか、そこら辺の効果があるのかなという形で賛成させていただきます。

会 長 そうしますと、反対は、E委員お1人でございます。反論権がありますので、さらに何か私どもの申し上げたことについて反論がありましたらどうぞ。

E 委員 いろいろありますけれども、やはり先ほど何件か出ておりますとおり、こういう監視カメラも最近は一般的に普通の方に抵抗なく受け入れられているのではないかとというようなことはそのとおりだと思います。アンケートとかをとれば、監視カメラに反対するという方はおそらく1割ぐらいしかいないのかなということもそれは認識しております。

ただ、では監視カメラいいのかというと、それは全く別問題です。やはり多数が賛成しているからといって、人権侵害の可能性のあることについて、それは無制限に許されるわけではないのは当然の話です。体感治安というのですか、最近こういうのが非常に悪化しているとかということで、皆さん漠然とした不安感を持っているのは事実でありますけれども、監視カメラがあると、ないときと比べていくらか安心感があるというのはあるのでしょうか、その程度のものではないかなというふうに思います。

会 長 ありがとうございます。

委員会ですので、もちろんいろんな意見があったほうがよろしいわけです。

それで、このE委員の御意見をどういう形で答申のほうに反映するか。結論的には、E委員も前回同様だと思います。こういう意見として反対意見があることは付記して欲しいということによろしいでしょうか。

E 委 員 はい。

会 長 では、それを付記するというので、全体の皆さん方の御意見ですと、認めるというところの答申、諮問に対しては積極的な答申ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

会 長 では、E委員にはまことに申し訳ございませんけれども、委員の御意見は委員会の議事録にはもちろんですが、答申の中にも付記させていただくということで積極的な内容で答申をしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の6号につきましては、基本的にはE委員の御意見は同じだと思います。あと、特に6号について、この点で特に反対理由は別個にあるとか、あるいは賛成の方でもまた改めて6号について御意見をいただきたいと思います。

E 委 員 基本的にはこれについてもほとんど同じ意見なのですが、こういう不特定

多数の人が出入りするところについてカメラを設置したほうが安心して遊べるというのが設置の根拠であるのでしょうかけれども、やはりそれについてもさっき言ったとおり、防犯の効果はほとんどないのではないかなということが同じように言えるかと思います。結局5号にしても6号にしてもそうなのですが、これを推し進めてしまうと一体本当にどこまでいってしまうのかなということになります。

市役所の窓口とかというふうにいいますと、どこの窓口であるにしても危険な人、不審者とかいうのですか、こういう人が来る可能性はあります。子供が集まる場所であればどこでも来る可能性があるわけですから、その理屈を押し通すと、どこでもかしこでも不安があるから、それではすべて認めるようにしてしまうのかどうかということについては、この審議会としてもよく考えなければいけないのではないのでしょうか。今現状でそこまで考えるのかというのはあるのですけれども、本当に無制限に監視カメラの設置についても諮問を持ち込まれるようになったら、やはりその辺のところはちゃん

と歯どめをどの辺に持つていくのかということはきちんと議論しなければならないかなというふうには思います。

会 長 ありがとうございます。では、C委員。

C 委 員 確かに防犯カメラにどれだけ効果があるか、抑止力があるかというような問題ですが、やはり市民からの要請も多いことと、それから施設員のみだけで警備を行うのは難しいというふうに出ておりますので、やはりカメラは必要ではないかと私思っております。

それから、あともう1点なのですが、防犯カメラ作動中という表示はすると書いてありますが、管理責任者のことにつきましては書かれておりませんので、やはり管理責任者に関する名前も表記したほうがよろしいのではないかと私も考えております。

会 長 では、私は、実は6号に関しては賛成できないという御意見を申し上げたいと思っています。

どこが違うかという、6号に関しては、先ほどたくさん利用者からカメラを設置して欲しいという要望があるという御意見でしたが、それをどういう形でそういう要望を組み入れられたのかが明確ではありません。もし、それは大変大事なことで、そういう大勢の方が防犯カメラを求めているというのだったら、これは実施機関のほうでそれをはっきりアンケートとか何かの形でとるべきですし、とった上でこういう要望が非常に強いのだというふうにするべきです。

それから、子供さんを抱き上げて泣いたというのですが、確かにそれで大事に至らなかったのは非常によかったのですが、カメラを設置したからといって大事に至らないという保障が別にあるわけではありませんし、むしろそういう事件があったらカメラで何とかできるというのではなくて、もっと積極的にその後こういう対応をするということがあった後にカメラの設置について検討するべきだと思います。カメラの設置については、先ほどE委員がおっしゃられたように基本的人権にかかわることですので、そうむやみにはできないというのが1点目です。

それからもう1点、ここには多目的ホール、青少年広場、青少年というものもあって、いろんな方が利用される。多目的ホールには、先ほどの説明に

もありましたように、何かいろいろな芸能活動をしたり、それから芸術活動をしたり、あるいは講演会をやったりということがありますので、そういう人たちの出入りまでがチェックされると、結局はそういう活動への抑制になって働くのではないかとという心配があります。結局自分たちの活動が監視されているのではないかと、そういう子供の問題と切り離して考えられてしまう可能性を持っているので、そういうことは極力避けるべきで、先ほどの5号と違う点は、5号はもう明らかにそこに入ってくる人たちの範囲が限定されるのに対して、6号のカメラは入ってくる人が不特定多数、非常に広い範囲で、しかもいろいろな活動をしようとする人たちを監視するというところに、趣旨はそうではありませんが、そういうことになりかねないということがあって、これはもし諮問されるとすれば、私の考えではもっと具体的に親御さんのアンケート、要求だけではなくて、そこを利用する青少年たちが必要とするかどうかのアンケートまで含めないと、これは不公平ではないかなという印象を持って先ほどの説明は聞いておりました。

ということで、6号については私個人としては賛成できないということです。

では、次に、B委員。

B 委 員 私は、この施設については3回ほど訪問いたしました。子供たちの遊び広場というのはすごく込んでいてにぎやかでしたし、ファミリーサポートセンターのほうにはいつでも子供を預けられる一時保育所なんかもありまして、すごくにぎやかでした。ただ、ベビーカー置き場となっているエレベーターから上がっていったところが、何かちょっと人の目の届かないところだなという印象がありましたので、どのくらいの抑止力があるかということにはわかりませんし、今A委員がおっしゃられたように、カメラより前に対策すべきこと、例えば、警備員とか、見回りの人などを配置するなどすべきことはあるのかとも思うのですけれども、ここにカメラがあるといいなというのが、行ったときの感触からもありますので、賛成いたします。

会 長 F委員。

F委員 データの保存、取り扱いについてですが、これはそうおかしなことに使わ

れる可能性は余りないだろうというふうに善意に解釈して、私は基本的に賛成します。

例えば警察が特に具体的な事件がなくても、何かおかしな人が出てきていないかというようなことだけでそのテープを見せてくださいとか、そういうことが日常的に余り行われるとかいうことになると、個人的な人権もありますし、やはり本当に監視社会そのものになってくるなというのがあるので、反対ということにはなりますが、ここにはそういう記載もないですし、あくまで管理責任者のほうできちんとした運用をしていただけるものだというふうに善意の解釈をして、私は賛成します。

D 委員 ここにある現在の設置位置ですと、ゆうあい広場の利用者に限らず、いろいろな方の監視になってしまうものと思われれます。設置の目的からすれば、もう少し入口に限定するような設置の仕方を考えるべきではないかというふうに考えています。

それと、いわゆる管理受付というところがありながら、なぜ大人1人で入るのを阻止できなかったのか。それはもう管理上の問題であるし、こういう施設であるので、もう少し保護者自身が自分の子供のことは考えるべきではないかと思います。管理者側で保護者の注意を促すとか、そういう面をもう少し工夫をした上で、必要であればこの入口の辺りに設置すべきではないのかなというふうに考えます。ですから、設置することはいいのですけれども、現在の案のようにロビーのほうを映すのではなく、子供の遊び場のほうが危ないということであれば、そちらを映すような設置の仕方をしたほうがよいのではないかという気がします。

会 長 設置場所の再考を求めるということでよろしいですか。

D 委員 結構です。今の案のままですと、エレベーターの出入口、エスカレーター
の出入口だけの話ですよ。

会 長 そうすると、今の案のカメラのほかに、子供たちの遊び広場も射程に入れるべきということですね。

D 委員 このエレベーターとかエスカレーターの出入口ではなくてということですか。

会 長 ここは不要だということですか。

D 委員 不要で、逆に受付の入口のところをしっかりと映したほうがいいのではない

ですかということです。

会 長 そのエレベーターのところなどが不要だという理由は何でしょうか。

D 委 員 この場所でははっきり言って施設全体の管理のための防犯カメラですよ
ね。子供たちの遊び場の防犯カメラではなくて、エレベーターの前
とかエスカレーターの前というのは、いわゆる施設全体の防犯カメ
ラの配置ではないのかなという気がするのです。

会 長 そうすると、結論としては、そういう条件をつけた上で賛成するというこ
とですか。

D 委 員 はい。

F委員 今回の意見に私はむしろ逆で、エスカレーターとエレベーターの出入口のと
ころだけに限定するからむしろいいのであって、広場とか全体が記録されて
残ってくるというのは、むしろ余り必要ないのではないかという、そういう
意見です。

以前に、オリオンスクエアのところにカメラをつけるという諮問がありまし
た。あの場合は、どこからでも自由に出入りができるというのがありまし
たけれども、この場合は、エレベーター、エスカレーター、階段といった特
定のものを使わないとここに入ってこれないという前提でいえば、むしろ
その入口のところでこのカメラのチェックがあれば、中でどういう遊び方を
しているとか、そういった中の部分まで監視する必要はないと、むしろそう
いうふうに私は思います。

会 長 いずれにしてもいろいろ条件はつけられても、全体としてこの案件につい
ては、消極的な回答ということではなさそうですね。御意見はいろいろあり
ますので、それは実施機関のほうで委員会の意見を考慮し、ある程度の変更
なり、再検討なりをした上で実施するということになると思いますが、これ
について何か皆さんの御意見はございますか。

D 委 員 ちょっとよろしいでしょうか。この建物のほかの階の防犯カメラどうなっ
ていますか。

事 務 局 非常用エレベーターの防犯カメラについては、各階それぞれに設置されて
いるということです。

D 委 員 それ以外ないですね。

事務局 それ以外はないというふうに伺っております。それと警備員につきましては、建物の警備員はいるということですが、日に数度巡回するだけだということですが。

D 委員 ほかの階については、エレベーターの前とかエスカレーターの前にはついていないわけなのですね。そうすると、現在の設置予定箇所ですと、間違っに入ってきても、この階だけは、全部撮られてしまうということになります。なぜ、この階だけそういうことになるのかなど。本当に困っているのは、施設内部の部分だけだと思いますので、必要であればここだけでいいのかなというふうに私は思っています。

会長 いかがいたしましょうか。諮問については、すべて反対であるというE委員と私との2人を除きますと、一応諮問の趣旨には賛成である。ただ、先ほどおっしゃられたいろいろな危惧すべき点を委員会として実施機関に申し上げるといふそういう形でよろしいでしょうか。

F委員 私のことについては、カメラがこうでなくてはいけない、ああでなくてはいけないということまで言うつもりはありません。

会長 わかりました。では、F委員は、特に先ほどの意見は付記しないということではよろしいですか。

F委員 はい。

会長 ほかに改めてこういう意見で調整したらどうかという御意見ございますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長 それでは、6号についても、2名の反対意見を付記するということを条件にして、積極的な答申をするということにいたしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、これで今日の議題は終わりましたが、次は報告事項です。事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局 [資料に基づき事務局説明]

会長 ありがとうございました。この報告については何か御質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長 では、その他ございますか。

事務局 本日の審議会の議事録及び答申につきましては、後日、準備ができ次第、郵送させていただきます。ご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 答申案について、皆さんに一度お諮りするためにお送りしますので、お目通しいただいて、また御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。